

報告第2号

建物破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

建物破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和8年2月16日提出

矢巾町長 高橋昌造

報告第3号

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関する専決処分に係る報告について

自動車破損事故による損害賠償請求事件に関し、その損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により別紙のとおり専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和8年2月16日提出

矢巾町長 高橋昌造

専 決 処 分 書

自動車破損事故による損害賠償の額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び矢巾町長専決条例（平成26年矢巾町条例第7号）第2条第2号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年2月2日

矢巾町長 高 橋 昌 造

記

- 1 事故名
自動車破損事故
- 2 事故発生日時
令和7年8月1日（金）午前9時40分頃
- 3 事故発生場所
矢巾町大字下矢次第2地割地内
- 4 和解及び損害賠償の相手方
[REDACTED]
[REDACTED]
- 5 損害賠償の原因
町道田中横道線において、草刈作業の飛び石が自動車に接触し、フロントガラスを破損したものである。
- 6 和解の内容
損害賠償の額は、7に定めるとおりとし、当事者はともに将来いかなる事由が発生しても一切の異議を申し立てない。
- 7 損害賠償の額
175,235円

議案第7号

一般職の職員の旅費に関する条例の全部を改正する条例について

一般職の職員の旅費に関する条例(昭和30年矢巾町条例第12号)の全部を改正する。

令和8年2月16日提出

矢巾町長 高橋昌造

一般職の職員の旅費に関する条例

一般職の職員の旅費に関する条例（昭和30年矢巾町条例第12号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、公務のため旅行する職員に支給する旅費に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 出張 職員が公務のため一時その在勤地（任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。
- (2) 赴任 転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤地から新在勤地に旅行することをいう。
- (3) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (4) 家族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。
- (5) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (6) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であって、町と旅行役務提供契約（旅行業者等が町に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

- (1) 職員が出張又は赴任のため旅行中に退職、免職（罷免を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員
- (2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

- (3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族
- 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。
 - 4 職員又は職員以外の者が、町の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため旅行した場合には、その者に対し旅費を支給する。
 - 5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に次条第3項の規定により旅行命令の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。
 - 6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他町長が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で、別に規則で定める金額を旅費として支給することができる。
 - 7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令）

第4条 前条の旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令によって行わなければならない。

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令を発し、又はこれを変更する場合には、旅行伺命令票に当該旅行に関する事項を記載又は記録をし、これを当該旅行者に通知して行わなければならない。ただし、旅行伺命令票に記載又は記録をするいとまがない場合には、口頭により旅行命令を発し、又はこれを変更することができる。

5 旅行命令権者は、口頭により旅行命令を発し、又はこれを変更した場合にはできるだけ速やかに旅行命令票に当該旅行に関する事項を記載又は記録をし、これを当該旅行者に通知しなければならない。

6 旅行命令票の記載事項及び様式は、別に規則で定める。

(旅行命令に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が前2項の規定による旅行命令の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の種目)

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

2 職務の性質上常時出張を必要とする職員の出張のための旅行及び研修若しくは講習その他これらに類する目的のための旅行については、前項に掲げる旅費のうち宿泊手当に代え定額を旅費（第20条において「日額旅費」という。）として支給することができる。

(旅費の計算)

第7条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する旅費の種目及び第10条から第21条までに規定する旅費の内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又はその他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

第8条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、旅費定額の改正等のため鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第9条 旅費（概算払による旅費を含む。）の支給を受けようとする者及び概算払にかかる旅費の支給を受けた者でその精算をしようとする者並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない

方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。)を添えて、当該旅費の支出をする者に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払による旅費の支給を受けた者は、当該旅行を完了した日から所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 町長は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、町長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。
- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、町長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。
- 7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

（鉄道賃）

第10条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第13条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

3 前項第2号に規定する急行料金は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で、公務上の必要があるものに限り、支給する。
(船賃)

第11条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第13条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第12条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第13条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、移動に要する費用の算定ができない場合には、路程1キロメートルにつき40円とする。

(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移

動に要する運賃

- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 公務使用を承認された自家用車を使用する移動に要する費用
- (5) 前4号に掲げる費用に付随する費用

2 前項ただし書の場合は、全路程を通算して計算し、路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（宿泊費）

第14条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、別表第1に規定する額（次条において「宿泊費基準額」という。）の範囲内の実費額とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第15条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第10条から第13条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第16条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、一夜につき2,000円とする。

（転居費）

第17条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第19条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第18条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第19条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族一人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(日額旅費)

第20条 第6条第2項の規定により支給する日額を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、訓令で定める。

(町内旅費)

第21条 町内における旅行については、次号に該当する場合において第6条に規定する旅費に代え、別表第2に掲げる旅費を支給する。

(1) 在勤庁から旅行行程が往復4キロメートル以上の場合

(2) 町内宿泊施設に宿泊した場合

2 前項に規定する行程は、在勤庁から目的地まで最も経済的な通常の経路により計算したものとする。

(外国旅行の旅費)

第22条 外国旅行の旅費については、国家公務員の例による。

2 前項の規定にかかわらず、職員が特別職の職員に随行して外国に旅行する必要があるときの当該職員の旅費の額は、特別職の職員が同項の規定に基づいて受ける旅費の額と同一とする。

(退職者の旅費)

第23条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて町長が規則で定めるものとする。

2 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

(遺族の旅費)

第24条 第3条第2項第2号及び第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて町長が規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第25条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第10条第1項各号、第11条第1項各号、第12条第1項各号及び第13条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第14条、第15条、第17条、第18条、第19

条第1項及び第22条（宿泊手当に相当する部分を除く。）並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の調整）

第26条 職員が町以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 職員が長期に亘る旅行（講習、視察等）の場合は、定額によらず打切旅費を支給することができる。

3 旅行命令権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、町長と協議して定める旅費を支給することができる。

（旅費の特例）

第27条 旅行命令権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

（旅費の返納）

第28条 町長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、町長は、前項に規定する返納に代えて、その後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

（委任）

第29条 この条例の実施のための手続その他の執行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の一般職の職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）

の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の一般職の職員の旅費に関する条例（以下この項及び第4項において「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職（罷免を含む。）、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。
- 4 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

別表第1（第6条、第15条及び第18条関係）

区分	支給額
宿泊費（1夜につき）	19,000円

別表第2（第21条関係）

自家用交通機関の利用1回につき		宿泊費（1夜につき）
原動機付自転車	自動車	
200円	200円	別表第1に規定する額を超えない実費額

議案第 8 号

矢巾町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例について

矢巾町固定資産評価審査委員会条例（昭和30年矢巾町条例第22号）、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年矢巾町条例第4号）及び証人等の実費弁償に関する条例（昭和41年矢巾町条例第17号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月16日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

矢巾町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例

(矢巾町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 矢巾町固定資産評価審査委員会条例(昭和30年矢巾町条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(関係者に対する費用の弁償)</p> <p>第14条 法第433条第7項の規定によって関係者(審査申出人及び町長を除く。)に対して出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対して<u>一般職の職員の旅費に関する条例(昭和30年矢巾町条例第12号)</u>の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。</p>	<p>(関係者に対する費用の弁償)</p> <p>第14条 法第433条第7項の規定によって関係者(審査申出人及び町長を除く。)に対して出席及び証言を求めた場合においては、当該関係者に対して<u>一般職の職員の旅費に関する条例(令和8年矢巾町条例第●号)</u>の規定による旅費支給の例によって旅費を支給するものとする。</p>
<p>備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。</p>	

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年矢巾町条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																											
<p>(費用弁償)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の規定により支給する<u>旅費の額は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>3 <u>別表第2に定めのない航空賃の額については、現に支払った旅客運賃による。</u></p> <p>4 旅費の支給方法は、<u>一般職の職員に支給する旅費の例による。</u></p> <p>別表第2 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>鉄道賃及び船賃</th> <th>車賃(1キロメートルにつき)</th> <th>日当</th> <th>宿泊料(1夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県内</td> <td>普通料金、急行料金及び座席指定料金</td> <td style="text-align: center;">40円</td> <td style="text-align: center;">1,700円</td> <td style="text-align: center;">11,000円</td> </tr> <tr> <td>県外</td> <td>普通料金、急行料金、特別急行</td> <td style="text-align: center;">40円</td> <td style="text-align: center;">2,500円</td> <td style="text-align: center;">13,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	鉄道賃及び船賃	車賃(1キロメートルにつき)	日当	宿泊料(1夜につき)	県内	普通料金、急行料金及び座席指定料金	40円	1,700円	11,000円	県外	普通料金、急行料金、特別急行	40円	2,500円	13,000円	<p>(費用弁償)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項の規定により支給する<u>旅費は鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、その額は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>[削除]</p> <p>3 旅費の支給方法は、<u>一般職の職員の旅費に関する条例(令和8年矢巾町条例第●号)</u>の例による。</p> <p>別表第2 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>鉄道賃</th> <th>船賃</th> <th>航空賃</th> <th>その他の交通費</th> <th>宿泊費</th> <th>宿泊手当(1夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実費</td> <td>実費</td> <td>実費</td> <td>実費</td> <td style="text-align: center;">19,000円</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 鉄道賃、船賃及び航空賃については、一般職の職員の旅費に関する条例の例による。</p>	鉄道賃	船賃	航空賃	その他の交通費	宿泊費	宿泊手当(1夜につき)	実費	実費	実費	実費	19,000円	2,000円
区分	鉄道賃及び船賃	車賃(1キロメートルにつき)	日当	宿泊料(1夜につき)																								
県内	普通料金、急行料金及び座席指定料金	40円	1,700円	11,000円																								
県外	普通料金、急行料金、特別急行	40円	2,500円	13,000円																								
鉄道賃	船賃	航空賃	その他の交通費	宿泊費	宿泊手当(1夜につき)																							
実費	実費	実費	実費	19,000円	2,000円																							

料金、特別車両 料金及び座席 指定料金			
備考			
1 県内の宿泊を伴わない旅行の日当の額は、1,000円とする。			
2 鉄道賃及び船賃の区分は、一般職の職員の旅費に関する条例（昭和30年矢巾町条例第12号）の例による。			

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分並びに太線で囲んだ部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

（証人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

第3条 証人等の実費弁償に関する条例（昭和41年矢巾町条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第3条 旅費は、 <u>日当、宿泊料、鉄道賃、船賃及び車賃</u> とし、その額は <u>一般職の職員の旅費に関する条例（昭和30年矢巾町条例第12号）</u> に準ずる。	第3条 旅費は、 <u>鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費及び宿泊手当</u> とし、その額は <u>一般職の職員の旅費に関する条例（令和8年矢巾町条例第●号）</u> に準ずる。

備考 改正箇所は、改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定である。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の矢巾町固定資産評価審査委員会条例、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び証人等の実費弁償に関する条例の施行の日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議案第9号

矢巾町税条例の一部を改正する条例について

矢巾町税条例（昭和30年矢巾町条例第23号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月16日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町税条例の一部を改正する条例

矢巾町税条例（昭和30年矢巾町条例第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(国民健康保険税の課税額)</p> <p>第127条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) [略] [新設]</p> <p>2～4 [略] [新設]</p>	<p>(国民健康保険税の課税額)</p> <p>第127条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）<u>、介護保険法の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による子ども・子育て支援納付金（以下この条において「子ども・子育て支援納付金」という。）</u>の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(4) <u>子ども・子育て支援納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に関する費用（岩手県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</u></p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 <u>第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等</u></p>

(国民健康保険税の税率)

第130条 第127条第2項の基礎課税額の税率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の8.2
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人について 27,000円
- (3) 世帯別平等割 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。))以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下この条及び第134条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下この条及び第134条第1項において同じ。)以外の世帯 26,400円

イ 特定世帯 13,200円

ウ 特定継続世帯 19,800円

2・3 [略]

[新設]

割額及び世帯別平等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(法第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。))につき算定した18歳以上被保険者均等割額を加算した額とする。ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

(国民健康保険税の税率)

第130条 第127条第2項の基礎課税額の税率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の7.9
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人について 25,800円
- (3) 世帯別平等割 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。))以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下この条及び第134条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下この条及び第134条第1項において同じ。)以外の世帯 25,600円

イ 特定世帯 12,800円

ウ 特定継続世帯 19,200円

2・3 [略]

4 第127条第5項の子ども・子育て支援納付金課税額の税率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の0.3

(国民健康保険税の減額)

第134条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第127条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未

(2) 被保険者均等割 被保険者1人について 1,100円

(3) 18歳以上被保険者均等割 18歳以上被保険者1人について 100円

(4) 世帯別平等割 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

ア 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 800円

イ 特定世帯 400円

ウ 特定継続世帯 600円

(国民健康保険税の減額)

第134条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第127条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）並びに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未

満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第126条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 18,900円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 18,480円

(イ) 特定世帯 9,240円

(ウ) 特定継続世帯 13,860円

ウ～カ [略]

[新設]

[新設]

[新設]

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち

満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第126条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 18,060円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 17,920円

(イ) 特定世帯 8,960円

(ウ) 特定継続世帯 13,440円

ウ～カ [略]

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第126条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 770円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第126条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 70円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 560円

(イ) 特定世帯 280円

(ウ) 特定継続世帯 420円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち

給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第126条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 13,500円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,200円

(イ) 特定世帯 6,600円

(ウ) 特定継続世帯 9,900円

ウ～カ [略]

[新設]

[新設]

[新設]

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人

給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき305,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第126条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 12,900円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,800円

(イ) 特定世帯 6,400円

(ウ) 特定継続世帯 9,600円

ウ～カ [略]

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第126条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 550円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第126条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 50円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 400円

(イ) 特定世帯 200円

(ウ) 特定継続世帯 300円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人

につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第126条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,280円

（イ） 特定世帯 2,640円

（ウ） 特定継続世帯 3,960円

ウ～カ [略]

[新設]

[新設]

[新設]

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に到達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第126条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,160円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,120円

（イ） 特定世帯 2,560円

（ウ） 特定継続世帯 3,840円

ウ～カ [略]

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第126条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 220円

ク 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第126条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 20円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 160円

（イ） 特定世帯 80円

（ウ） 特定継続世帯 120円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に到達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,050円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,750円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,500円

(2) [略]

[新設]

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) [略]

[新設]

[新設]

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,870円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,450円
- ウ 前項第3

号アに規定する金額を減額した世帯 10,320円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12,900円

(2) [略]

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

- ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 165円
- イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 275円
- ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 440円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 550円

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額）は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1)～(6) [略]

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第128条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき

〔新設〕

〔新設〕

附 則

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第18条の4の1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第128条、第130条第2項、第130条第3項及び第134条の規定の適用については、第128条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定

第130条第4項第2号の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（9）国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第130条第4項第3号で規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定して被保険者均等割額（第1項、第2項又は前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第18条の4の1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第128条、第130条第2項、第130条第3項、第130条第4項及び第134条の規定の適用については、第128条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33

する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第134条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

第18条の9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第128条、第130条第2項、第130条第3項及び第134条の規定の適用については、第128条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この条において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第134条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第20条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第128条、第130条第2項、第130条第3項及び第134条の規定の適用については、第128条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等

条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第134条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

第18条の9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第128条、第130条第2項、第130条第3項、第130条第4項及び第134条の規定の適用については、第128条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この条において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第134条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第20条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第128条、第130条第2項、第130条第3項、第130条第4項及び第134条の規定の適用については、第128条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規

に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第134条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第21条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第128条、第130条第2項、第130条第3項及び第134条の規定の適用については、第128条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第134条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第22条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第128条、第130条第2項、第130条第3項及び第134条の規定の適用については、第128条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」

定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第134条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第21条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第128条、第130条第2項、第130条第3項、第130条第4項及び第134条の規定の適用については、第128条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第134条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第22条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第128条、第130条第2項、第130条第3項、第130条第4項及び第134条の規定の適用については、第128条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は

とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第134条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第128条、第130条第2項、第130条第3項及び第134条の規定の適用については、第128条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第134条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第128条、第130条第2項、第130条第3項及び第134条第1項の規定の適用については、第128条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16

山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第134条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第128条、第130条第2項、第130条第3項、第130条第4項及び第134条の規定の適用については、第128条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第134条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第128条、第130条第2項、第130条第3項、第130条第4項及び第134条第1項の規定の適用については、第128条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12

条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第134条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第134条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第128条、第130条第2項、第130条第3項及び第134条第1項の規定の適用については、第128条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第134条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第134条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第24条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2

条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第134条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第134条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第128条、第130条第2項、第130条第3項、第130条第4項及び第134条第1項の規定の適用については、第128条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。)に規定する特例適用配当等の額(以下この条及び第134条第1項において「特例適用配当等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第134条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第24条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2

の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第128条、第130条第2項、第130条第3項及び第134条の規定の適用については、第128条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額を」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額を」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第134条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第24条の2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得等及び雑所得を有する場合における第128条、第130条第2項、第130条第3項及び第134条の規定の適用については、第128条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額を」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額を」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第134条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租

の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第128条、第130条第2項、第130条第3項、第130条第4項及び第134条の規定の適用については、第128条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額を」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額を」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第134条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第24条の2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得等及び雑所得を有する場合における第128条、第130条第2項、第130条第3項、第130条第4項及び第134条の規定の適用については、第128条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額を」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額を」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第134条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所

税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用 配当等の額」とする。	得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規 定する条約適用配当等の額」とする。
備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の矢巾町税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第10号

特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例（昭和31年矢巾町条例第5号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月16日提出

矢巾町長 高橋昌造

特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例（昭和31年矢巾町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後					
(旅費) 第7条 [略] 2 前項の規定により支給する <u>旅費の額</u> は、別表のとおりとする。 3 <u>別表に定めのない航空賃の額については、現に支払った旅客運賃による。</u> 4 旅費の支給方法は、 <u>一般職の職員に支給する旅費の例</u> による。 別表（第7条関係）					(旅費) 第7条 [略] 2 前項の規定により支給する <u>旅費は鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当とし、その額は、別表のとおりとする。</u> [削除] 3 旅費の支給方法は、 <u>一般職の職員の旅費に関する条例（令和8年矢巾町条例第●号）の例</u> による 別表（第7条関係）					
区分	鉄道賃及び船賃	車賃（1キロメートルにつき）	日当	宿泊料（1夜につき）	鉄道賃	船賃	航空賃	その他の交通費	宿泊費	宿泊手当（1夜につき）
県内	普通料金、急行料金及び座席指定料金	40円	2,300円	11,500円	実費	実費	実費	実費	27,000円	2,000円
県外	普通料金、急行料金、特別急行料金、特別車両料金及び座席指定料金	40円	2,800円	13,500円	備考 鉄道賃、船賃及び航空賃については、一般職の職員の旅費に関する条例第10条第2項、第11条第2項及び第12条第2項の規定は適用しない。					
備考										
1 県内の宿泊を伴わない旅行の日当は支給しない。										
2 鉄道賃及び船賃の区分は、一般職の職員の旅費に関する条例（昭和30年矢巾町条例第12号）の例による。										
(給料以外の給与及び支給額等)					(給料以外の給与及び支給額等)					

第 8 条 〔略〕

2 前項の通勤手当、期末手当並びに寒冷地手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）第18条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。

第 8 条 〔略〕

2 前項の通勤手当、期末手当並びに寒冷地手当の額及び支給方法は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第1号）第18条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の175」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給料月額及びその額に100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額の合計額とする。

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分並びに太線で囲んだ部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の施行の日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議案第 1 1 号

一般職の職員の給与に関する条例及び矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年矢巾町条例第 1 号）及び矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和 2 年矢巾町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 2 月 1 6 日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

一般職の職員の給与に関する条例及び矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年矢巾町条例第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(通勤手当)</p> <p>第10条の2 [略]</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、通勤距離(第10条の4第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、育児短時間勤務職員等並びに定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)にあっては、支給単位期間につき、通勤距離及び通勤回数)を考慮して<u>38,700円</u>の範囲内で規則で定める額</p> <p>(3) [略]</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合にお</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第10条の2 [略]</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、通勤距離(第10条の4第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、育児短時間勤務職員等並びに定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)にあっては、支給単位期間につき、通勤距離及び通勤回数)を考慮して<u>66,400円</u>の範囲内で規則で定める額</p> <p>(3) [略]</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合にお</p>

いて、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

いて、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

(矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 矢巾町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和2年矢巾町条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(給与条例の適用除外等)			(給与条例の適用除外等)		
第8条 [略]			第8条 [略]		
2 特定任期付職員に係る給与条例第3条及び第18条第2項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			2 特定任期付職員に係る給与条例第3条及び第18条第2項の規定の適用については、次表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
第18条第2項	100分の125	100分の172.5	第18条第2項	100分の126.25	100分の175
	100分の127.5	100分の177.5			

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の太線で囲んだ部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第12号

矢巾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

矢巾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年矢巾町条例第40号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月16日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
 矢巾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年矢巾町条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後				
（パートタイム会計年度任用職員の費用弁償） 第17条 パートタイム会計年度任用職員が公務のために旅行した場合における費用弁償は、 <u>一般職の職員の旅費に関する条例（昭和30年矢巾町条例第12号）</u> の適用を受ける者の例により支給する。			（パートタイム会計年度任用職員の費用弁償） 第17条 パートタイム会計年度任用職員が公務のために旅行した場合における費用弁償は、 <u>一般職の職員の旅費に関する条例（令和8年矢巾町条例第●号）</u> の適用を受ける者の例により支給する。				
2 [略]			2 [略]				
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）				
号給	職務の級	1級	2級	号給	職務の級	1級	2級
		給料月額	給料月額			給料月額	給料月額
		円	円			円	円
1		162,100	239,700	1		195,800	242,000
2		163,200	241,200	2		196,900	243,300
3		164,400	242,600	3		198,100	244,700
4		165,500	243,600	4		199,200	246,100
5		166,600	245,100	5		200,300	247,500
6		167,700	246,400	6		202,000	248,900
7		168,800	247,600	7		203,600	250,300
8		169,900	248,700	8		205,200	251,700
9		170,900	249,700	9		206,700	253,100
10		172,300	250,600	10		208,400	254,300
11		173,600	251,500	11		210,000	255,600
12		174,900	252,400	12		211,600	256,900
13		176,100	253,300	13		213,100	258,100
14		177,600	254,100	14		214,800	259,300
15		179,100	254,900	15		216,500	260,500
16		180,700	255,600	16		218,200	261,700
17		181,800	256,700	17		219,400	262,800
18		183,200	257,900	18		221,000	263,900
19		184,600	259,000	19		222,600	265,000

20	<u>186,000</u>	<u>260,200</u>	20	<u>224,100</u>	<u>266,100</u>
21	<u>187,300</u>	<u>261,400</u>	21	<u>225,600</u>	<u>267,000</u>
22	<u>189,600</u>	<u>262,500</u>	22	<u>227,200</u>	<u>268,000</u>
23	<u>191,800</u>	<u>263,600</u>	23	<u>228,800</u>	<u>269,000</u>
24	<u>194,000</u>	<u>264,700</u>	24	<u>230,400</u>	<u>270,000</u>
25	<u>196,200</u>	<u>265,800</u>	25	<u>232,000</u>	<u>271,000</u>
26	<u>197,900</u>	<u>266,900</u>	26	<u>233,700</u>	<u>271,900</u>
27	<u>199,400</u>	<u>267,900</u>	27	<u>235,000</u>	<u>272,700</u>
28	<u>200,900</u>	<u>268,900</u>	28	<u>236,300</u>	<u>273,600</u>
29	<u>202,400</u>	<u>269,900</u>	29	<u>237,600</u>	<u>274,400</u>
30	<u>203,800</u>	<u>270,900</u>	30	<u>238,700</u>	<u>275,200</u>
31	<u>205,200</u>	<u>271,800</u>	31	<u>239,800</u>	<u>276,000</u>
32	<u>206,600</u>	<u>272,700</u>	32	<u>240,900</u>	<u>276,700</u>
33	<u>208,000</u>	<u>273,600</u>	33	<u>242,000</u>	<u>277,400</u>
34	<u>209,300</u>	<u>274,500</u>	34	<u>242,900</u>	<u>278,200</u>
35	<u>210,600</u>	<u>275,400</u>	35	<u>243,800</u>	<u>279,000</u>
36	<u>211,900</u>	<u>276,300</u>	36	<u>244,800</u>	<u>279,600</u>
37	<u>213,200</u>	<u>277,200</u>	37	<u>245,800</u>	<u>280,300</u>
38	<u>214,400</u>	<u>278,100</u>	38	<u>246,700</u>	<u>281,100</u>
39	<u>215,600</u>	<u>279,000</u>	39	<u>247,600</u>	<u>281,800</u>
40	<u>216,700</u>	<u>280,000</u>	40	<u>248,400</u>	<u>282,500</u>
41	<u>217,800</u>	<u>281,000</u>	41	<u>249,200</u>	<u>283,200</u>
42	<u>218,900</u>	<u>281,900</u>	42	<u>249,900</u>	<u>283,900</u>
43	<u>219,900</u>	<u>282,800</u>	43	<u>250,500</u>	<u>284,600</u>
44	<u>220,900</u>	<u>283,300</u>	44	<u>251,100</u>	<u>285,300</u>
45	<u>221,800</u>	<u>284,000</u>	45	<u>251,800</u>	<u>286,000</u>
46	<u>222,700</u>	<u>284,700</u>	46	<u>252,400</u>	<u>286,600</u>
47	<u>223,600</u>	<u>285,600</u>	47	<u>253,000</u>	<u>287,300</u>
48	<u>224,500</u>	<u>286,600</u>	48	<u>253,600</u>	<u>287,900</u>
49	<u>225,400</u>	<u>287,400</u>	49	<u>254,100</u>	<u>288,600</u>
50	<u>226,300</u>	<u>288,200</u>	50	<u>254,700</u>	<u>289,200</u>
51	<u>227,200</u>	<u>289,000</u>	51	<u>255,300</u>	<u>289,900</u>
52	<u>228,100</u>	<u>289,700</u>	52	<u>255,800</u>	<u>290,600</u>

53	<u>228,900</u>	<u>290,200</u>	53	<u>256,200</u>	<u>291,100</u>
54	<u>229,800</u>	<u>290,600</u>	54	<u>256,600</u>	<u>291,700</u>
55	<u>230,700</u>	<u>291,000</u>	55	<u>256,900</u>	<u>292,300</u>
56	<u>231,500</u>	<u>291,200</u>	56	<u>257,200</u>	<u>293,000</u>
57	<u>231,800</u>	<u>291,500</u>	57	<u>257,500</u>	<u>293,600</u>
58	<u>232,600</u>	<u>291,700</u>	58	<u>257,800</u>	<u>294,200</u>
59	<u>233,300</u>	<u>292,000</u>	59	<u>258,100</u>	<u>294,800</u>
60	<u>233,900</u>	<u>292,200</u>	60	<u>258,400</u>	<u>295,500</u>
61	<u>234,500</u>	<u>292,400</u>	61	<u>258,700</u>	<u>296,100</u>
62	<u>235,200</u>	<u>292,700</u>	62	<u>259,000</u>	<u>296,700</u>
63	<u>235,800</u>	<u>292,900</u>	63	<u>259,300</u>	<u>297,200</u>
64	<u>236,300</u>	<u>293,200</u>	64	<u>259,600</u>	<u>297,700</u>
65	<u>236,800</u>	<u>293,500</u>	65	<u>259,900</u>	<u>298,200</u>
66	<u>237,300</u>	<u>293,800</u>	66	<u>260,200</u>	<u>298,800</u>
67	<u>237,800</u>	<u>294,100</u>	67	<u>260,500</u>	<u>299,300</u>
68	<u>238,400</u>	<u>294,400</u>	68	<u>260,800</u>	<u>299,900</u>
69	<u>238,900</u>	<u>294,800</u>	69	<u>261,100</u>	<u>300,300</u>
70	<u>239,400</u>	<u>295,100</u>	70	<u>261,400</u>	<u>300,800</u>
71	<u>239,900</u>	<u>295,500</u>	71	<u>261,700</u>	<u>301,300</u>
72	<u>240,400</u>	<u>295,700</u>	72	<u>262,000</u>	<u>301,900</u>
73	<u>240,900</u>	<u>295,900</u>	73	<u>262,300</u>	<u>302,400</u>
74	<u>241,400</u>	<u>296,200</u>	74	<u>262,600</u>	<u>302,800</u>
75	<u>241,800</u>	<u>296,600</u>	75	<u>262,900</u>	<u>303,100</u>
76	<u>242,300</u>	<u>296,800</u>	76	<u>263,200</u>	<u>303,400</u>
77	<u>242,800</u>	<u>297,100</u>	77	<u>263,500</u>	<u>303,600</u>
78	<u>243,300</u>	<u>297,500</u>	78	<u>263,800</u>	<u>303,900</u>
79	<u>243,800</u>	<u>297,900</u>	79	<u>264,100</u>	<u>304,100</u>
80	<u>244,300</u>	<u>298,100</u>	80	<u>264,400</u>	<u>304,400</u>
81	<u>244,700</u>	<u>298,400</u>	81	<u>264,700</u>	<u>304,600</u>
82	<u>245,200</u>	<u>298,800</u>	82	<u>265,000</u>	<u>304,800</u>
83	<u>245,600</u>	<u>299,100</u>	83	<u>265,300</u>	<u>305,100</u>
84	<u>246,000</u>	<u>299,300</u>	84	<u>265,600</u>	<u>305,300</u>
85	<u>246,400</u>	<u>299,600</u>	85	<u>265,900</u>	<u>305,600</u>

86	<u>246,800</u>
87	<u>247,200</u>
88	<u>247,600</u>
89	<u>248,000</u>
90	<u>248,500</u>
91	<u>248,800</u>
92	<u>249,100</u>
93	<u>249,400</u>
94	
95	
96	
97	
98	
99	
100	
101	
102	
103	
104	
105	
106	
107	
108	
109	
110	
111	
112	
113	
114	
115	
116	
117	
118	

<u>300,000</u>
<u>300,300</u>
<u>300,500</u>
<u>300,900</u>
<u>301,300</u>
<u>301,600</u>
<u>301,800</u>
<u>302,000</u>
<u>302,300</u>
<u>302,700</u>
<u>302,900</u>
<u>303,100</u>
<u>303,400</u>
<u>303,700</u>
<u>304,100</u>
<u>304,300</u>
<u>304,600</u>
<u>304,900</u>
<u>305,200</u>
<u>305,500</u>
<u>305,800</u>
<u>306,100</u>
<u>306,400</u>
<u>306,700</u>
<u>307,000</u>
<u>307,300</u>
<u>307,600</u>
<u>307,900</u>
<u>308,200</u>
<u>308,500</u>
<u>308,800</u>
<u>309,100</u>
<u>309,400</u>

86	<u>266,200</u>	<u>305,800</u>
87	<u>266,500</u>	<u>306,100</u>
88	<u>266,800</u>	<u>306,400</u>
89	<u>267,100</u>	<u>306,700</u>
90	<u>267,400</u>	<u>307,000</u>
91	<u>267,700</u>	<u>307,300</u>
92	<u>268,000</u>	<u>307,600</u>
93	<u>268,300</u>	<u>307,800</u>
94		<u>308,000</u>
95		<u>308,300</u>
96		<u>308,700</u>
97		<u>308,900</u>
98		<u>309,200</u>
99		<u>309,500</u>
100		<u>309,900</u>
101		<u>310,100</u>
102		<u>310,400</u>
103		<u>310,700</u>
104		<u>311,000</u>
105		<u>311,200</u>
106		<u>311,500</u>
107		<u>311,800</u>
108		<u>312,100</u>
109		<u>312,300</u>
110		<u>312,600</u>
111		<u>313,000</u>
112		<u>313,300</u>
113		<u>313,500</u>
114		<u>313,700</u>
115		<u>314,000</u>
116		<u>314,400</u>
117		<u>314,600</u>
118		<u>314,800</u>

119		<u>309,700</u>	119		<u>315,100</u>
120		<u>310,000</u>	120		<u>315,400</u>
121		<u>310,300</u>	121		<u>315,700</u>
122		<u>310,600</u>	122		<u>315,900</u>
123		<u>310,900</u>	123		<u>316,200</u>
124		<u>311,200</u>	124		<u>316,500</u>
125		<u>311,500</u>	125		<u>316,800</u>

備考 改正箇所は改正前欄及び改正後欄の下線部分の規定であり、[] の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の矢巾町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の施行の日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

議案第13号

矢巾町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例について

矢巾町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（令和2年矢巾町条例第19号）の一部を次のように改正する。

令和8年2月16日提出

矢巾町長 高橋昌造

矢巾町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例

矢巾町学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例（令和2年矢巾町条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、<u>新型インフルエンザ等感染症対策に伴う徴収方法変更のため、令和2年8月1日から施行する。</u></p> <p>[新設]</p>	<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1</u> この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、<u>新型インフルエンザ等感染症対策に伴う徴収方法変更のため、令和2年8月1日から施行する。</u></p> <p><u>(学校給食費の徴収の特例)</u></p> <p><u>2</u> <u>第3条第1項の規定にかかわらず、保護者等が負担すべき学校給食費の全部又は一部に対して公費により充当される場合は、当該保護者等から学校給食費の全部又は一部を徴収しないことができる。</u></p>

備考 改正箇所は改正後欄の下線部分の規定であり、〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第14号

町道路線の廃止に関し議決を求めることについて

次の町道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線番号、路線名、起点、終点、重要な経過地及び延長は、別添のとおり。

令和8年2月16日提出

矢巾町長 高橋昌造

別 紙

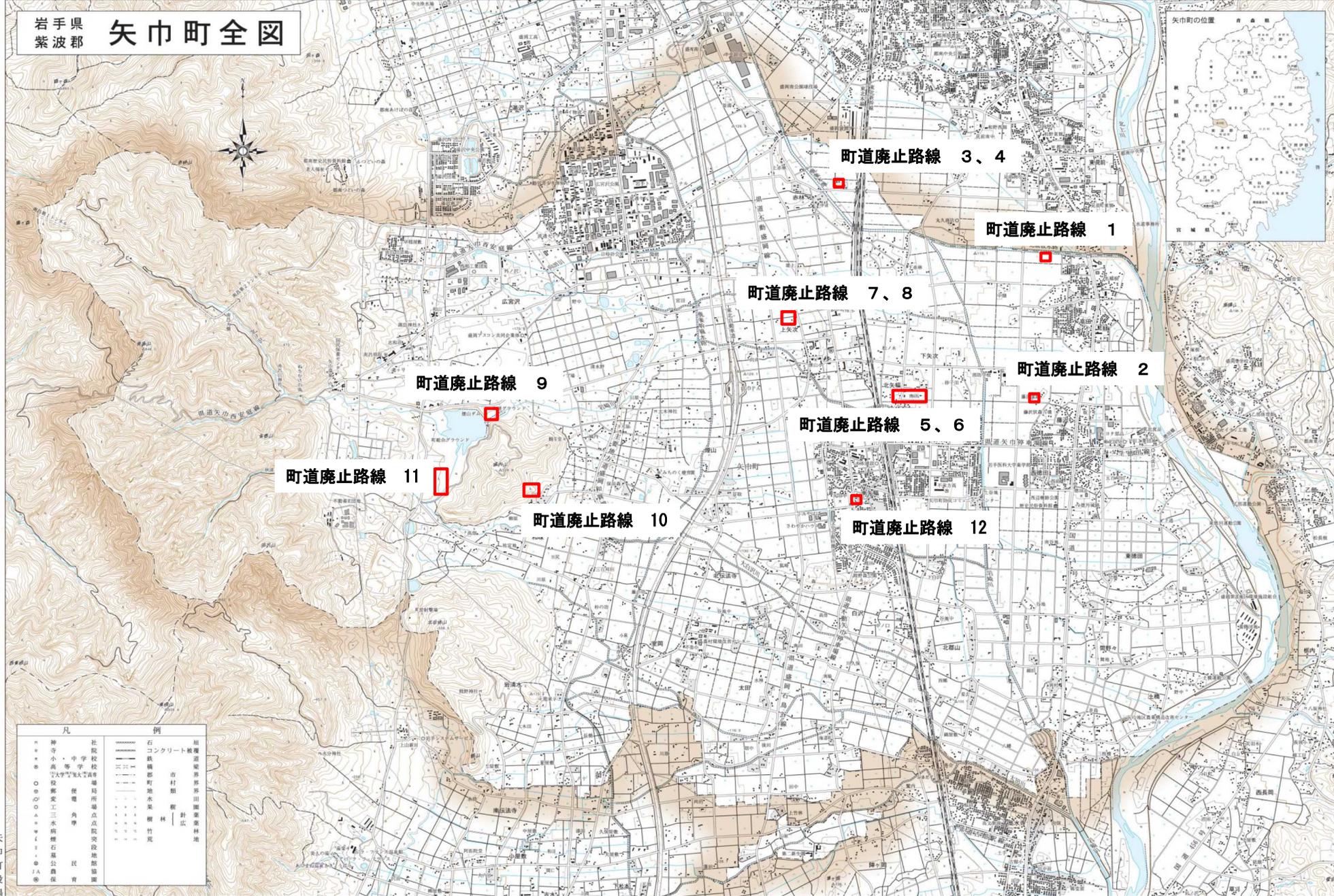
道路の廃止に伴う必要事項

(1/1)

番号	路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	延長(m)
1	162	樋ノ口3号線	高田第13地割13番1地先	高田第13地割130番地先	49.0
2	218	三郷在家9号線	藤沢第5地割240番地先	藤沢第5地割16番2地先	23.5
3	730	銅屋6号線	赤林第9地割6番1地先	赤林第9地割85番3地先	16.6
4	732	銅屋8号線	赤林第9地割1番1地先	赤林第9地割185番3地先	29.2
5	1032	下北8号線	北矢幅第4地割44番地先	北矢幅第4地割43番3地先	35.0
6	1046	北矢幅7号線	北矢幅第3地割104番地先	北矢幅第3地割107番地先	22.0
7	1186	角部2号線	上矢次第5地割47番1地先	上矢次第5地割43番2地先	59.1
8	1187	角部3号線	上矢次第5地割47番4地先	上矢次第5地割47番3地先	24.7
9	1441	川原9号線	煙山第4地割12番地先内	煙山第4地割12番地先内	60.0
10	2101	山根7号線	和味第13地割114番3地先内	和味第13地割114番3地先内	61.7
11	2108	町場2号線	和味第4地割84番地先	和味第4地割98番地先	300.0
12	2580	土樋8号線	南矢幅第5地割89番7地先	南矢幅第5地割89番1地先	34.6
				合計	715.4

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、国測院刊の5万分の1地形図及び2万5千分の1地形図を使用したものである。【測量著作（第1種第2号）】

岩手県 紫波郡 矢巾町全図



凡	例
●	神社
○	寺
△	小学校
□	中学校
◇	高等学校
◇	大学
○	投票所
○	郵便局
○	工事現場
△	三叉路
○	水塔
○	電線
○	石炭
○	JA
○	保育園
—	石コンクリート舗装
—	鉄線舗装
—	土
—	水路
—	境界
—	市界
—	町界
—	田界
—	畑界
—	針葉林
—	広葉林
—	雑草
—	水田
—	畑
—	雑草地

矢巾町役場

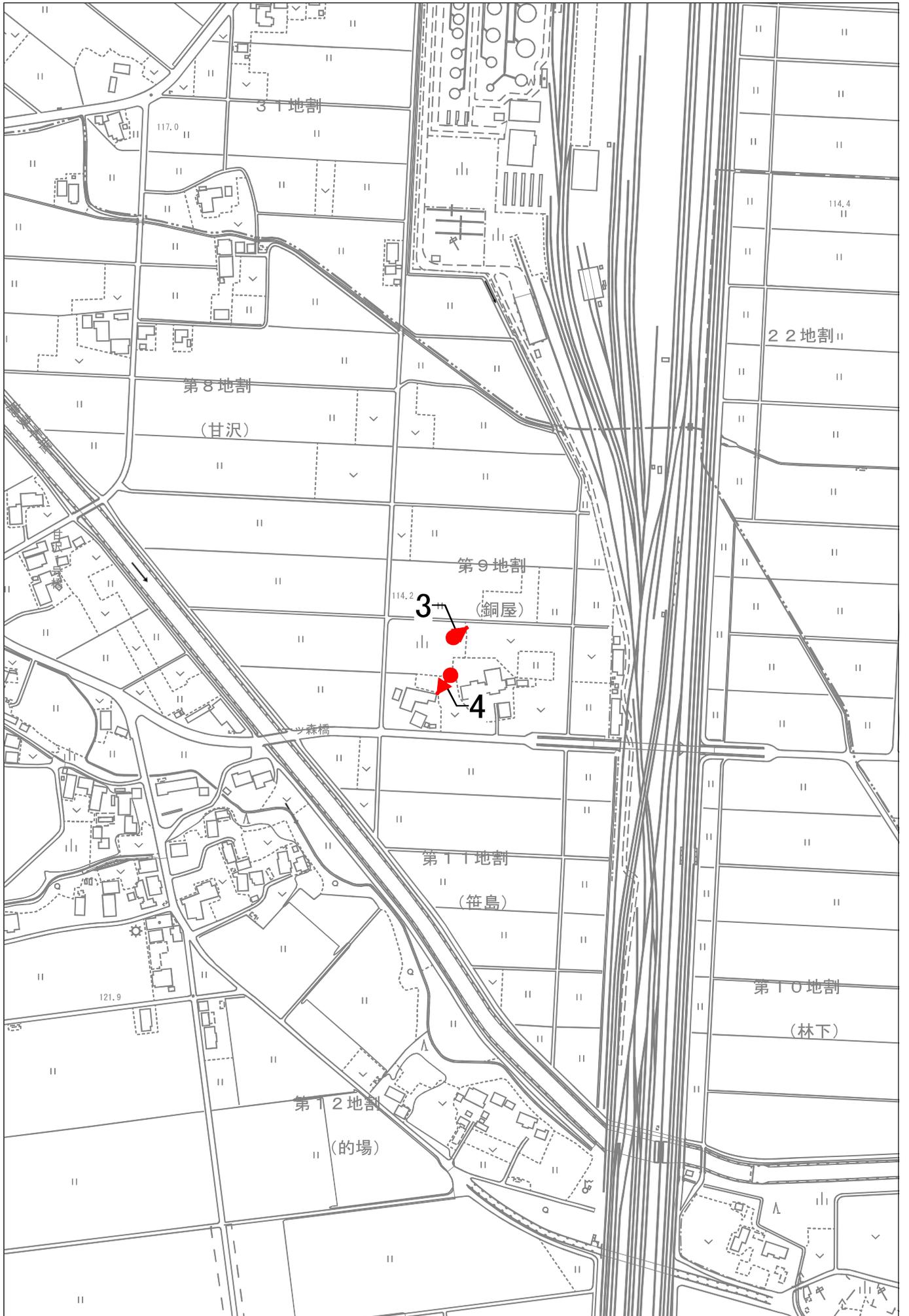
平成19年10月

1:25,000 (1km=4cm)

北海道地図株式会社盛岡支店
電話 (019) 652-3101







第31地割

第8地割

(甘沢)

第9地割

(銅屋)

第11地割

(笹島)

第12地割

(的場)

22地割

第10地割

(林下)

3

4

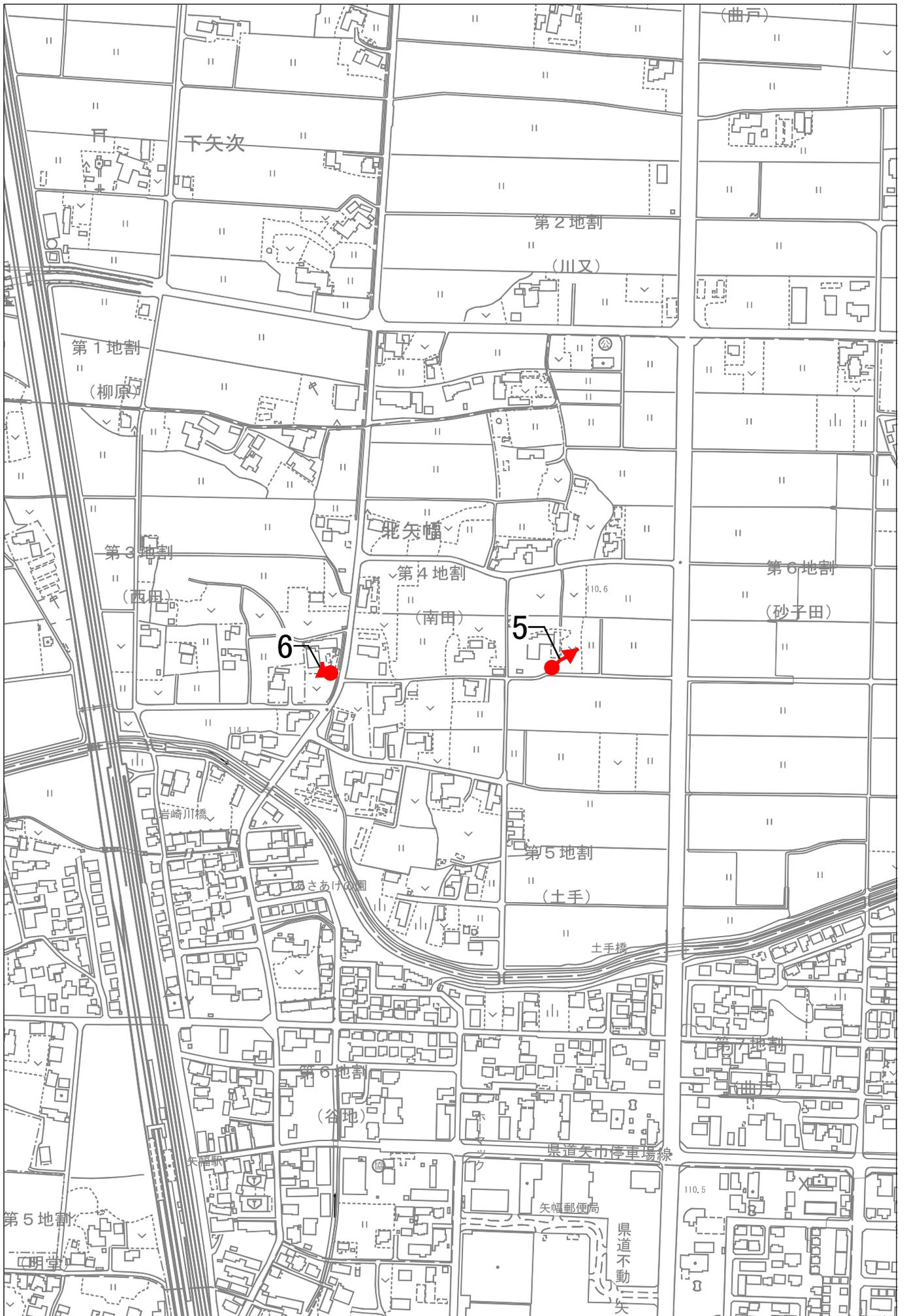
117.0

114.2

114.4

121.9

森橋



(曲戸)

下矢次

第2地割

(川又)

第1地割

(柳原)

第3地割

(西田)

飛矢幡

第4地割

(南田)

5

6

第6地割

(砂子田)

岩崎川橋

あさあけ公園

第5地割

(土手)

土手橋

第6地割

(谷地)

第7地割

(曲戸)

大幡駅

県道矢市停車場線

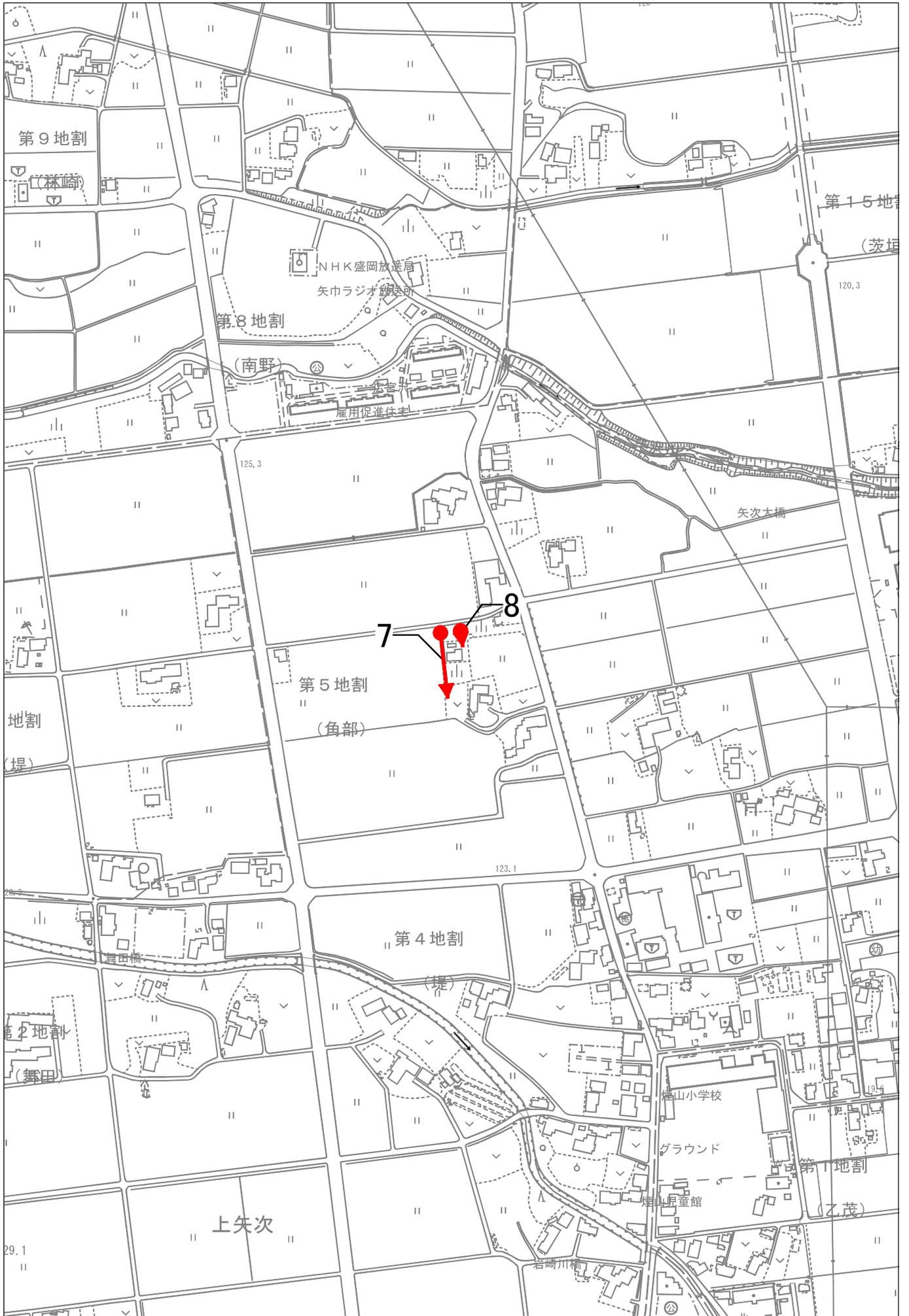
矢幅郵便局

県道不動
矢

第5地割

(明堂)

110.5



第9地割

第15地割

NHK盛岡放送局
矢中ラジオ会館

第8地割

(南野)

雇用促進住宅

125.3

120.3

矢次大橋

7 8

第5地割
(角部)

123.1

地割
(場)

第4地割

舞田橋

第2地割

(舞田)

徳山小学校

グラウンド

徳山児童館

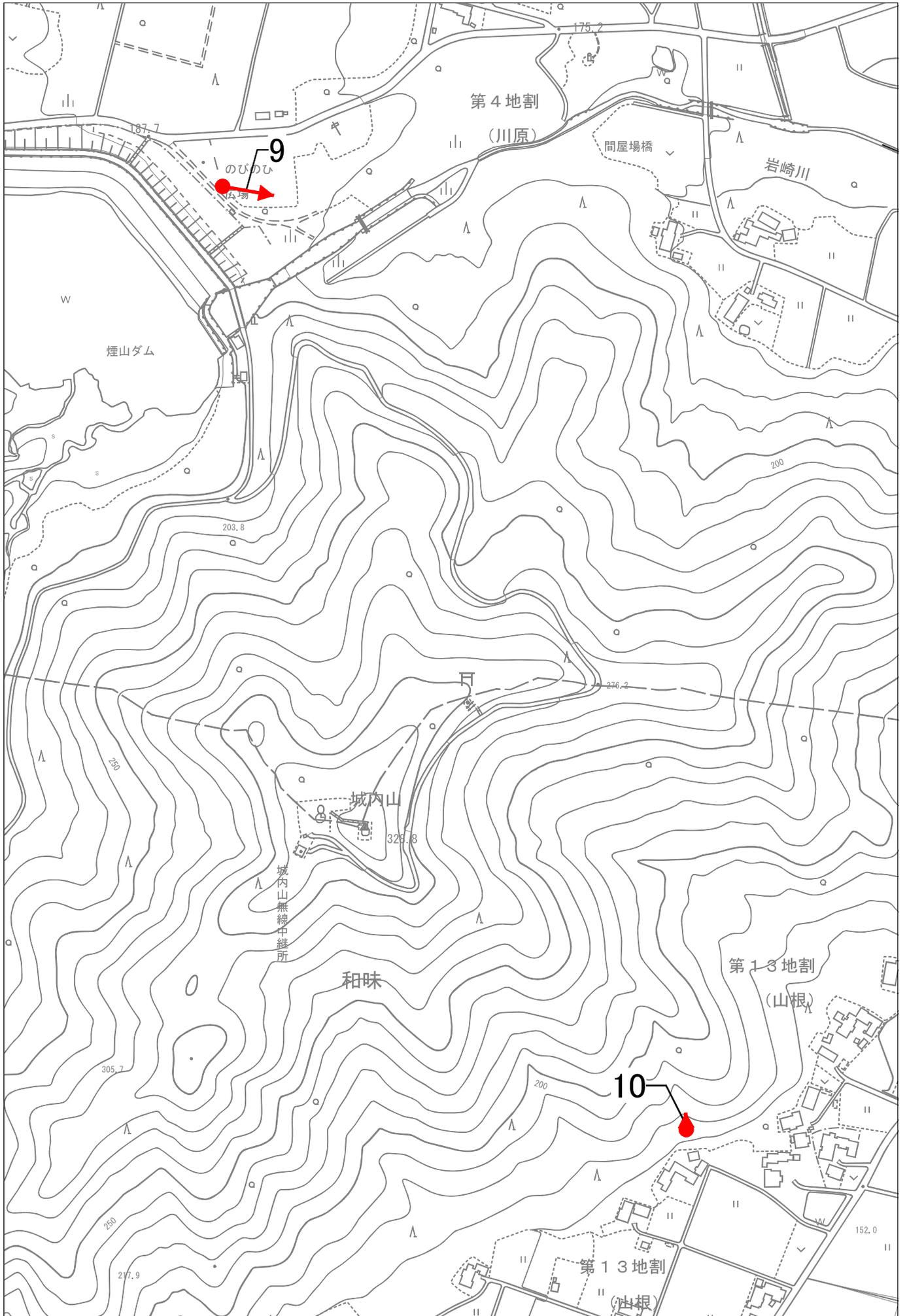
第1地割

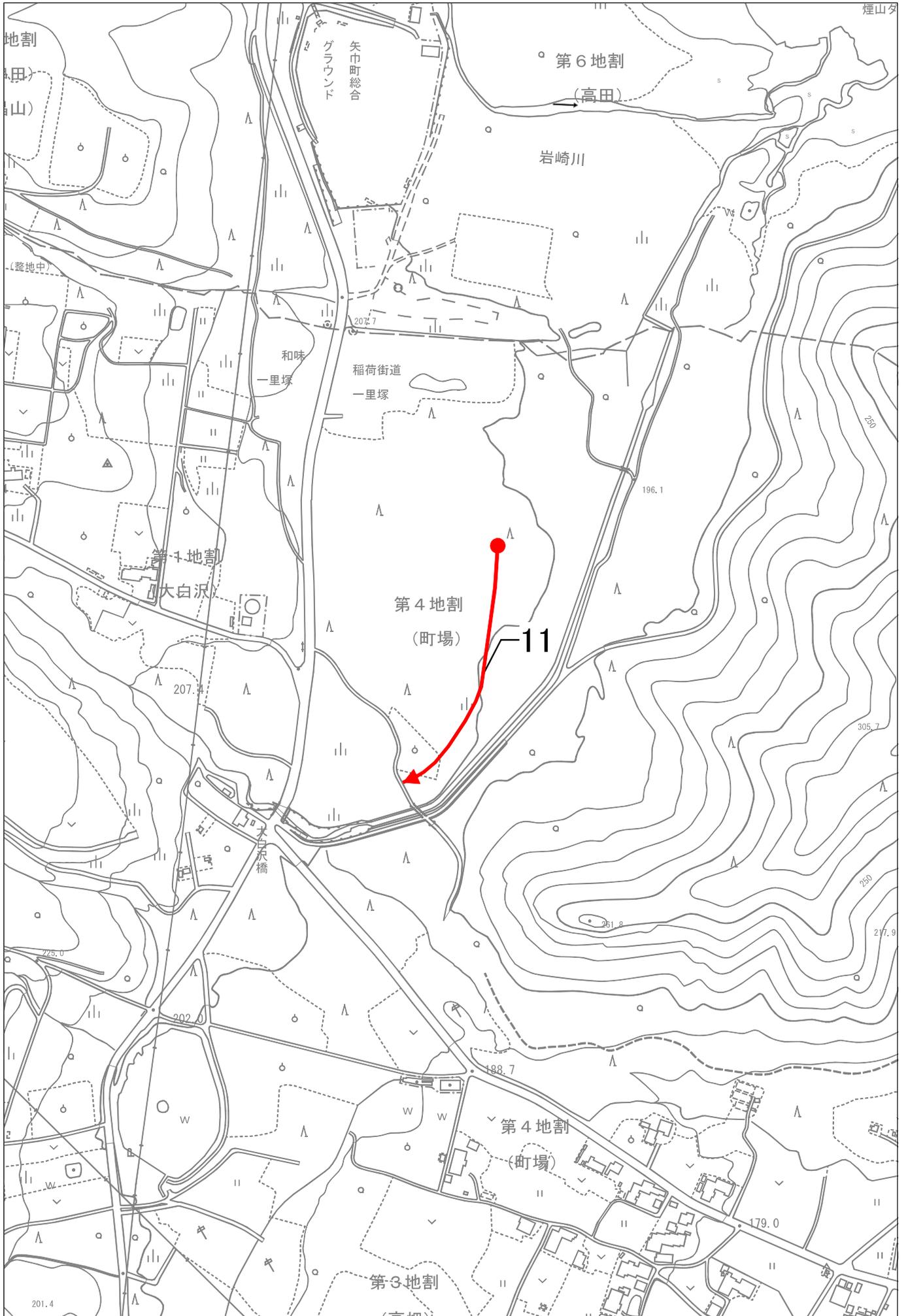
(乙茂)

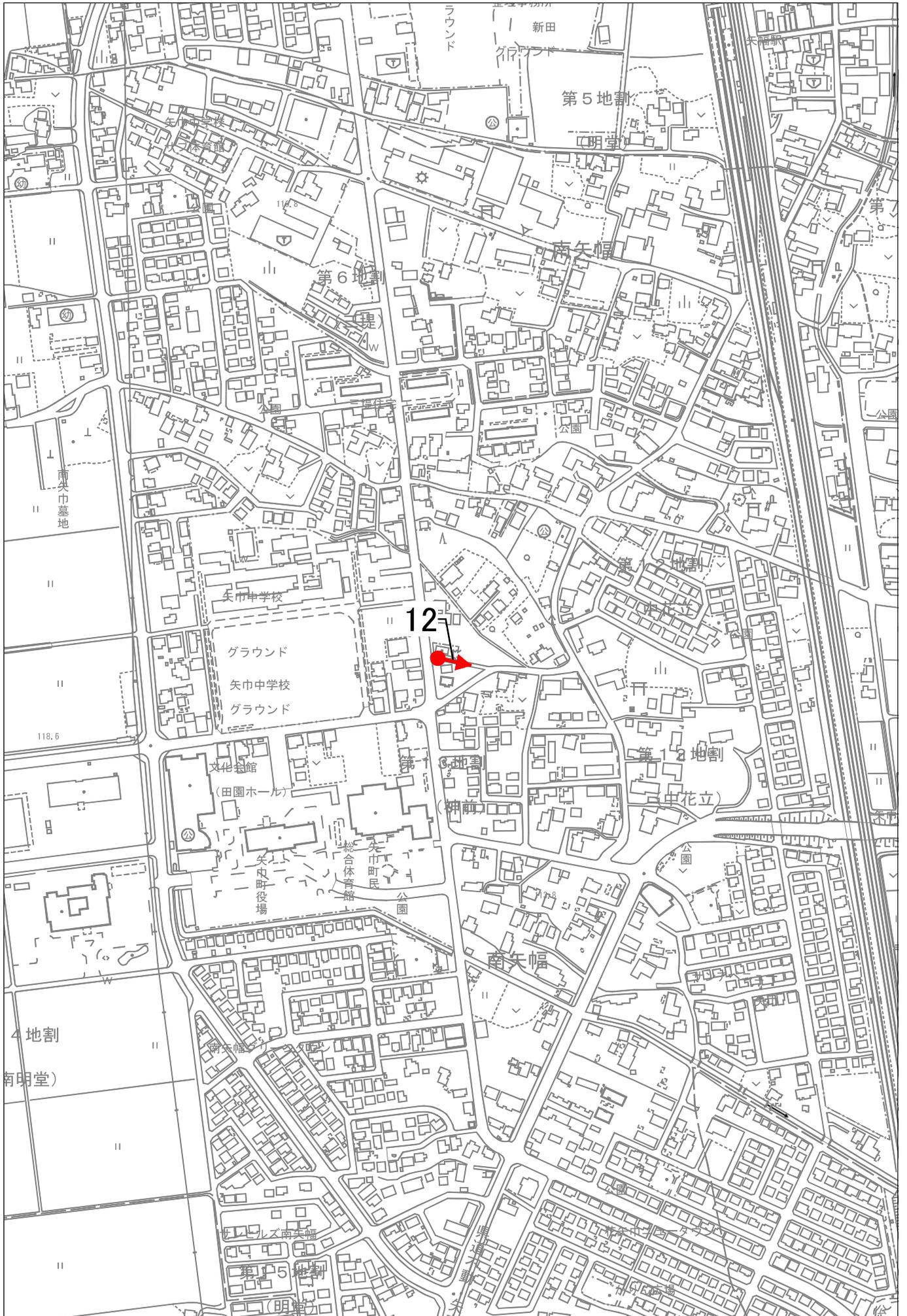
上矢次

29.1

岩崎川橋







12

グラウンド
矢巾中学校
グラウンド

文化会館
(田園ホール)

矢巾町民
総合体育館

第5地割

第6地割

第12地割

4地割

第15地割

新田

南矢幅

南矢幅

南矢幅

南明堂)

南明堂)

南明堂)

議案第15号

町道谷地線交通安全施設整備その3工事請負契約の変更について

町道谷地線交通安全施設整備その3工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年矢巾町条例第8号）第2条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 工 事 名 町道谷地線交通安全施設整備その3工事
- 2 工 事 場 所 紫波郡矢巾町大字間野々地内
- 3 契約の相手方 紫波郡矢巾町大字南矢幅第6地割606番地
百万石建設株式会社
代表取締役 水 本 慶
- 4 変更の内容

項目	変更前	変更後
契約金額	94,050,000 円 (消費税及び地方消費税込)	105,890,400 円 (消費税及び地方消費税込)

令和8年2月16日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造